

93 SNA から見た日本の分配構造

鈴木 多加史

1 はじめに

経済企画庁（現内閣府経済社会総合研究所）は 2000 年 10 月、国際連合が 1993 年に加盟各国に勧告した新しい国民経済計算の体系（93 SNA）に基づく日本の改訂国民経済計算を公表した。¹⁾ 1999 年度分を加えたさらに詳しい結果は、2001 年 3 月に公表された平成 13 年版国民経済計算年報で明らかにされた。²⁾ 本稿では、この新しい体系の中でかなりの改訂が加えられた部分である所得支出勘定（93 SNA では所得の分配・使用勘定）に焦点を当てて、改訂された日本の国民経済計算において所得の分配構造がどのような³⁾にとらえられているかを検討してみよう。

2 93 SNA の所得の分配および使用勘定群

93 SNA は、所得の分配・再分配過程を 68 SNA よりもさらに詳細に描写しようとしている。ここでは所得の発生勘定から第 1 次所得の配分勘定、

1) 経済企画庁（2000 a）。

2) 内閣府経済社会総合研究所（2001）。

3) 草案段階における所得の分配・使用勘定の検討については、鈴木（1993）参照。

93 SNA から見た日本の分配構造

所得の第2次分配勘定、現物所得の再分配勘定、可処分所得の使用勘定、調整可処分所得の使用勘定と、所得の分配とその使用が段階を追って示される。ここでは前の段階の勘定のバランス項目が次の段階の勘定の第1項目として繰り越される勘定連鎖の形で示されるのである。

ただ、日本の体系では、表章形式については基本的に従来の表章形式を維持することとしており、68 SNA の時にわが国が採用した体系がほぼ踏襲された形になっている。分配・使用に関する勘定群も、従来どおり所得支出勘定とされて、制度部門別に表章されている。

93 SNA では統合経済勘定を導入したことが一つの特徴となっているが、それは日本では体系としては導入されなかった。ただ、年報では「参考」の形で「93 SNA マニュアルに従った勘定体系群」として1999 暦年分の⁴⁾計数が示された。この形は全体の概観に便利であるし、また部門間の関係の把握にも便利であるので、以下ではそれを利用して分配・使用に関する勘定群を見ることにしよう。

3 生産勘定および所得の発生勘定

68 SNA は「実物と金融の2分法」を採用していた。実物（財貨・サービス）面を記録する第Ⅱ勘定である生産、消費支出および資本形成勘定は事業所型の統計単位を用い、部門分割は活動別であるのに対し、金融（財貨・サービス）面を記録する第Ⅲ勘定である所得・支出勘定および資本調達勘定は企業型の統計単位を用い、部門分割は制度部門別であった。⁵⁾

93 SNA では完全勘定系列に含まれる生産勘定は制度部門別であって、

4) 内閣府経済社会総合研究所 (2001), (86) 頁以下。

5) United Nations (1968), 第2章。

事業所および産業についても作成される供給・使用表と対称表による生産系列はそれを補完するという位置付けがなされている。⁶⁾ これは 93 SNA の体系が、フローからストックにいたるまで一貫した分類で勘定体系を作り上げることを意図しているからと思われる。

しかし、日本の体系では、制度部門別の生産勘定は作成されないことになった。これについて経済企画庁が導入しなかった理由としてあげているのは「基礎統計上の制約」である。⁷⁾ 産業連関表をベースとしてコモ法で推計される産業別の産出の計数と、人的な方法で推計される制度部門別の所得の計数とでは試算段階でかなりの不一致があったという。そのこともあって、年報に「参考」として掲載された統合経済勘定には一応生産勘定があるが、産業にかかわるところは空欄になっていて、制度部門別に示すという役割を果たしていないので、本論文では掲載しなかった。

制度部門別の生産勘定の役割は、産出（および財貨・サービスの輸出入）から中間投入を控除した付加価値が、制度部門別にどれだけであるか、ということを示すことにある。この付加価値を全部門合計した一国経済で見ると、固定資本減耗を控除した純額が「国内純生産」、控除しない総額が「国内総生産（GDP）」である。1999 暦年では、国内純生産が 413.1 兆円、固定資本減耗が 95.6 兆円、国内総生産が 508.8 兆円であった。

所得の発生勘定は、財貨・サービスの生産者である居住生産単位に発生する第 1 次所得を制度部門毎に記録する。第 1 次所得は、生産過程への参加または生産の目的のために必要な資産の所有の結果として制度単位に発生する所得である。⁸⁾ 所得の発生勘定の受取（源泉）側は、生産勘定から繰り越されるバランス項目である付加価値である。支払（使途）側はその付

6) E. C. et al. (1993), XV 章。

7) 経済企画庁経済研究所 (2000 a), 135 頁。

8) E. C. et al. (1993), para 7.1.

加価値が労働、資本および政府に配分される過程を示す。そこには生産過程で雇用された労働者に対して支払われる「雇用者報酬」と、「生産に課される税マイナス補助金」が計上され、バランス項目として「営業余剰・混合所得」が得られる。

この「営業余剰・混合所得」は、企業が行う金融資産・負債に関する利子・賃貸料の受払いを考慮に入れる以前の、生産から発生する黒字または赤字を測定している。⁹⁾ 家計によって所有されている非法人企業のバランス項目は、企業家としての所有者に対する報酬と、自家雇用労働に対する報酬とが区別できないことから、93 SNA において「混合所得」と呼ばれることになった。

生産勘定が制度部門別に作成されなかったために、年報に掲載された所得の発生勘定も不完全なものとなっている。バランス項目である営業余剰・混合所得は制度部門別に表示されたけれども、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、および控除項目である補助金は制度部門別の内訳が示されなかった。バランス項目は次の勘定に繰り越されてそこで明らかになるので、所得の発生勘定も本論文では掲載しなかった。一国経済としては、1999 暦年に雇用者報酬が 277.3 兆円、生産・輸入品に課される税が 43.0 兆円、控除項目である補助金が 4.1 兆円、バランス項目である営業余剰・混合所得は純額が 96.9 兆円、総額が 192.5 兆円であった。

4 第 1 次所得の配分勘定

第 1 次所得の配分勘定（表 1）は、居住者制度単位または部門の生産者としての立場よりも、第 1 次所得の受領者としての立場に焦点を合わせたものである。それには居住者制度単位または部門が支払う財産所得と、受

9) E. C. et al. (1993), para 7.8.

表 1 第 1 次所得の配分勘定
(単位: 10 億円)

(単位：10 億円)														
支払						受取								
合 計	海外勘定	一般経済	対家計・非 営利団体	家 計	一般政府	金融機関	非金融 法人企業	金融機関	一般政府	家 計	対家計・非 営利団体	一般経済	海外勘定	合 計
141,246.9	11,404.9	129,842.0	636.2	15,873.2	17,685.7	64,514.5	31,142.5	5,935.8	88,074.6	11,675.8	30,525.1	518.0	136,221.3	5,025.6
112,133.8	9,133.6	103,000.2	613.8	15,446.4	17,364.6	50,947.9	18,627.5	800.9	86,955.5	10,330.8	10,074.9	478.6	108,640.8	3,493.0
8,751.3	1,261.1	7,490.2				1,016.6	6,473.5	2,941.6	1,090.7	799.2	3,384.9	2.8	8,219.2	532.1
— 41.6	79.2	— 120.8				0.0	— 120.8	65.3	19.9				79.2	— 41.6
—	—	—				12,259.6		35.0	14.5	0.3	12,209.2	0.6	12,259.6	—
8,143.8	931.0	7,212.8	12.3	426.8	321.1	290.3	6,162.2	2,093.0	0.0	37.5	4,856.0	35.9	7,022.5	1,121.3
413,141.4	— 6,383.8	419,525.2	— 108.2	347,663.7	32,405.1	14,140.4	25,424.2	6. 第 1 次所得・パランス(純)						
508,763.0	— 6,383.8	515,146.8	715.2	369,936.6	43,851.8	17,472.2	83,171.0	第 1 次所得・パランス(総)						

(注) 賃貸料(受取)のうち、非金融法人企業には、金融機関を含む。
内閣府経済社会総合研究所 (2001) (86) 頁以下から作成 (以下同じ)。

け取る財産所得が含まれる。¹⁰⁾

第1次所得の配分勘定の受取（源泉）側には、所得の発生勘定に記録された第1次所得である（1）家計の受取雇用者報酬、（2）政府単位が受け取る生産・輸入品に課される税および支払う補助金（控除）、（3）企業の営業余剰・混合所得と、受取財産所得である（4）金融資産所有者の受取利子・配当、（5）他の単位に賃貸している土地または地下資源の所有者の受取賃貸料、が記録される。

支払（使途）側は支払財産所得のみであって、バランス項目として第1次所得バランスが得られる。この第1次所得バランスは、93 SNAにおいて新しく導入された概念であって、付加価値を労働（雇用者報酬）、資本（財産所得）および政府（生産・輸入品に課される税マイナス補助金）に配分する結果として生じたものである。

この第1次所得バランスの構成は部門によってかなり異なっている。それは第1次所得の中には、ある部門のみが受け取るものがあるからである。税は一般政府のみが、雇用者報酬は家計（および非居住者）のみが受け取るのである。

（1）法人企業部門（非金融法人企業および金融機関）は営業余剰プラス受取財産所得マイナス支払財産所得であり、（2）一般政府部門は生産・輸入品に課される税マイナス補助金、プラス受取財産所得マイナス支払財産所得であり、¹¹⁾（3）家計部門は雇用者報酬および家計に発生する混合所得プラス受取財産所得マイナス支払財産所得であり、自己所有の家屋の自己消費から生ずる住宅の用役からの営業余剰を含んでいる。（4）対家計非営利団体は受取財産所得マイナス支払財産所得である。

10) E. C. et al. (1993), para 7.12.

11) 固定資本減耗が計上されるので営業余剰（総）は一般政府および対家計非営利団体にも計上される。

雇用者報酬は、「雇用者が雇主から関連する期間中に働いた仕事に関連して受け取る権利を得た、現金または現物による報酬の価額」¹²⁾によって測定される。その内訳である「賃金・俸給」は、現金給与、役員給与、議員歳費等、現物給与、給与住宅差額家賃からなる。「雇主の社会負担」は、雇主による社会保障基金（医療、年金等）および民間金融機関である年金基金に対する負担金である「雇主の現実社会負担」と、退職一時金、無基金雇用者社会負担など社会保障基金および年金基金に含まれない雇主の負担分である「雇主の帰属社会負担」とからなる。

1999 暦年に、家計が受け取った雇用者報酬は 277.3 兆円、その内賃金・俸給が 233.8 兆円（84.3%）、雇主の社会負担が 43.5 兆円（15.7%）であった。

生産・輸入品に課される税は、「財貨およびサービスがその生産者によって生産、流通、販売、移転、その他の処分の時点で支払われるべき税、ならびに財貨が国境を越えて経済領域に入り込んだ時点、もしくはサービスが非居住者によって居住者に流通した時点で支払われる輸入に課される税および関税。また主に生産に使用される土地、建物もしくはその他の資産の所有ないし使用、あるいは雇用労働ないし支払われた雇用者報酬¹³⁾に対して課される税」である。

93 SNA では、68 SNA では用いられていた間接税、直接税という用語を使用しない。この区別は税の転嫁の有無でなされるが、税の実際上の帰着を決定することは不可能ではないにしても非常に困難であるし、また経済学においては間接税、直接税という用語を使用することは好まれていない、というのがその理由である。¹⁴⁾

生産・輸入品に課される税は、付加価値型税（VAT）、輸入関税、その

12) E. C. et al. (1993), para 7. 21.

13) E. C. et al. (1993), para 7. 49.

14) E. C. et al. (1993), para 7. 50.

他特定種類の財貨・サービス等に課される税等からなる「生産物に課される税」と、生産過程に用いられる土地、固定資産等に課される税からなる「生産に課されるその他の税」に区分して示される。

控除項目として示される補助金は、（１）企業に対して支払われるものであること、（２）企業の経常費用をまかなうために交付されるものであること、（３）財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という３つの条件を満たす経常交付金である。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金でなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として取り扱われる。また、投資、あるいは資本資産、運転資金の損失補填のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。¹⁵⁾

1999 暦年に、生産・輸入品に課される税は 43.0 兆円、補助金は 4.1 兆円であった。

財産所得は、「金融資産または有形非生産資産の所有者が、他の制度単位に資金を供給すること、あるいは有形非生産資産を他の制度単位の自由な利用に委ねることの見返りとして受け取る所得」である。¹⁶⁾ 財産所得はさらに、（１）利子、（２）法人企業からの分配所得、（３）海外直接投資の再投資収益、（４）保険契約者に帰属する財産所得、および（５）賃貸料に区分される。

利子は「債権者と債務者との間で合意された金融手段の条件の下で、未償還元本の金額を減ずることなく、ある所与の期間に債務者が債権者に対して支払う義務のある金額」である。¹⁷⁾ 利子の受払いは資金循環勘定に基づいて発生主義で記録される。利子は全部門で受払いがあるので純利子で見

15) 内閣府経済社会総合研究所（2001），1,055 頁。

16) 経済企画庁経済研究所（2000 a），35 頁。

17) E. C. et al. (1993), para 7.93.

ると、1999 暦年に受取超過は金融機関のみで 36.0 兆円、他はすべて支払超過で非金融法人企業 17.8 兆円、一般政府 7.0 兆円、家計 5.4 兆円、対家計非営利団体が 0.1 兆円、海外 5.6 兆円であった。

法人企業の分配所得は a 配当と b 準法人企業からの引き出しからなる。配当は「法人企業が株主からの資金を利用した結果として、当該法人を所有する株主が受取りを主張することができる財産所得の一形態」である。¹⁸⁾

これは株式・出資金配当および役員賞与からなる。

準法人企業からの引き出しは「法人企業から引き出される所得に類似する株主に対して支払われる配当」である。わが国では公務員宿舎の賃貸料収入、公営住宅使用料、印刷局、産業投資、自動車損害賠償責任再保険などの特別会計等からの一般会計繰り入れなどからなる「公的準法人引き出し」と、海外支店収益のうち国内に配分された収益である「海外支店収益」¹⁹⁾とされている。

法人企業の分配所得の支払（使途）側は非金融法人企業、金融機関、および海外であり、受取（源泉）は全部門である。1999 暦年に支払超過は非金融法人企業 3.5 兆円、海外 0.7 兆円、受取超過は家計 3.4 兆円、一般政府 0.8 兆円、金融機関 741 億円、対家計非営利団体 28 億円であった。

海外直接投資に関する再投資収益は、「企業の保有する純資産額に同じく海外投資家に配分・送金された後、その海外投資家によって当該企業に再投資されるかのように扱われる海外直接投資企業の留保分」である。²⁰⁾ IMF の国際収支提要に従って改められたわが国の国際収支統計の再投資収益が計上されるが、同額が資本調達勘定において再投資されるものとし

18) 経済企画庁経済研究所（2000 a），37 頁。

19) 経済企画庁経済研究所（2000 a），37 頁。ただここでは法人企業の分配所得の内訳は表章しなかった。

20) 経済企画庁経済研究所（2000 a），37 ～ 38 頁。

て扱われる。

海外直接投資に関する再投資収益は企業部門である非金融法人企業と金融機関、および海外に計上される。1999 暦年に非金融法人企業が 1,861 億円、金融機関が 139 億円の受取超過で、その合計額 2,000 億円が海外の支払超過であった。

保険契約者に帰属する財産所得は、「保険技術準備金に係る保険企業（生命保険、非生命保険、年金基金を含む）から受け取ることができる投資所得のことであり、保険技術準備金は保険契約者の資産であるため、保険契約者に対する保険企業側からの支払いとして記録されるもの」である。これには保険契約者配当と保険帰属収益が含まれるが、保険契約者の資産から生じる投資収益である後者は実際には保険企業に留保されているものを帰属計算して家計に支払われるものとしているのである。その上で、この財産所得分を、追加保険料（年金基金の場合は追加負担）として、所得の第 2 次分配勘定において保険企業に払い戻されるものとしている。²¹⁾

保険契約者に帰属する財産所得は、支払（使途）側は金融機関のみであり、受取（源泉）側は全部門であるが、1999 暦年に 12.3 兆円の支払その大半は家計に支払われ、他の部門に計上される額はごくわずかである。

賃貸料は、93 SNA では土地および埋蔵量の形態による地下資源の賃貸料とされているが、わが国では土地等の純賃貸料（総賃貸料マイナス税金等諸経費）に加え、各種仲介団体の著作権使用料や国際収支統計の特許権使用料等も計上している。これは基礎統計である産業連関表での取り扱いとの整合性を考慮したものである。²²⁾

賃貸料は海外を含む全部門に受払いが計上されている。純額でみると、1999 暦年に家計が 4.4 兆円、対家計非営利団体が 236 億円の受取超過、こ

21) 経済企画庁経済研究所（2000 a），38 頁。

22) 経済企画庁経済研究所（2000 a），38 ～ 39 頁。

れに対して非金融法人企業が4.1兆円、金融機関、一般政府がそれぞれ0.3兆円の支払超過で、一国経済としては1,903億円の支払超過である。それに見合う1,903億円が海外の受取超過である。

以上を合計した財産所得で見ると、1999暦年に受取超過は金融機関23.6兆円、家計14.7兆円であり、他は支払超過であって非金融法人企業25.2兆円、一般政府6.5兆円、対家計非営利団体0.1兆円、その結果一国経済としては6.4兆円の受取超過であった。海外がこれに見合う6.4兆円の支払超過であった。

その結果この第1次所得の配分勘定のバランス項目である第1次所得バランスは、1999暦年に一国経済で純額が419.5兆円、総額が515.1兆円であった。これは生産勘定のバランス項目である国内純生産、国内総生産よりもそれぞれ海外の支払い超過額である6.4兆円だけ多い。対外純資産の保有がこの所得の流入をもたらしているのである。

5 所得の第2次分配勘定

所得の第2次分配勘定（表2）は、制度単位または部門の第1次所得バランスが、現物社会移転を除く経常移転の受取りおよび支払いによって、どのようにその単位ないし部門の可処分所得に変換されるかを示す。この再分配は、「体系」の諸勘定で示される所得分配の過程の第2段階を表わすものである。²³⁾

所得の第2次分配勘定の受取（源泉）側には、所得の第1次分配勘定から繰り越されるバランス項目である第1次所得バランスが記入される。さらに受取経常移転が記入される。支払（使途）側には支払経常移転が記入され、バランス項目は可処分所得である。

23) E. C. et al. (1993), para 8.1.

表 2 所得の第 2 次分配勘定
(単位: 10 億円)

(単位：10 億円)															
支払							受取								
合 計	海外勘定	一國経済	対家計・非 営利団体	家 計	一般政府	金融機関	非金融 法人企業	取引とバランス項目	非金融 法人企業	金融機関	一般政府	対家計・非 営利団体	一國経済	海外勘定	合 計
								1. 第1次所得バランス(純)	25,424.2	14,140.4	32,405.1	347,663.7	—	108.2	419,325.2
								第2次所得バランス(総)	83,171.0	17,472.2	43,851.8	369,936.6	715.2	515,146.8	515,146.8
								2. 所得・富等に課される 經常税			41,460.6			41,460.6	41,460.6
41,460.6		41,460.6	25,865.2			3,094.1	12,501.3	(1) 所得に課される税			39,055.7			39,055.7	39,055.7
39,055.7		39,055.7	23,968.1			3,048.3	12,039.2	(2) その他の經常税	45.8	462.0	2,405.0			2,405.0	2,405.0
2,405.0		2,405.0	1,897.1					3. 社会負担							
69,097.3		69,097.3	69,097.3					(1) 現実社会負担	8,476.1	7,922.0	52,316.2	383.1	69,097.3	69,097.3	69,097.3
57,105.6		57,105.6	57,105.6					a. 雇主の現実社会負担		7,050.9	50,054.8		57,105.6	57,105.6	57,105.6
31,468.8		31,468.8	31,468.8					b. 雇用者の社会負担		5,870.1	25,598.7		31,468.8	31,468.8	31,468.8
25,636.9		25,636.9	25,636.9					(2) 帰属社会負担		1,180.8	24,456.1		25,636.9	25,636.9	25,636.9
11,991.7		11,991.7	11,991.7					4. 現物社会移転以外の 社会給付	8,476.1	871.1	2,261.5	383.1	11,991.7	11,991.7	11,991.7
65,788.9		65,788.9	1,320.4	50,278.9	5,713.5	8,476.1		(1) 現金による社会保 障給付			65,788.9		65,788.9	65,788.9	65,788.9
40,064.6		40,064.6		40,064.6				(2) 年金基金による社 会給付			40,064.6		40,064.6	40,064.6	40,064.6
4,842.5		4,842.5			4,842.5			(3) 無基金雇用者社会給 付			4,842.5		4,842.5	4,842.5	4,842.5
11,991.7		11,991.7	383.1	2,261.5	871.1	8,476.1		(4) 社会扶助給付			11,991.7		11,991.7	11,991.7	11,991.7
8,890.1		8,890.1	937.4	7,952.8				5. その他の經常移転	2,454.9	5,252.9	44,889.5	23,624.0	8,890.1	8,890.1	8,890.1
86,050.9	1,360.0	84,690.9	36.1	26,985.6	49,640.8	5,197.5	2,830.9	(1) 非生命保険料	1,260.5	4,724.0	15.5	3,023.8	83,466.7	2,584.2	86,050.9
—	—	4,724.0	36.1	3,037.7	15.7	393.2	1,241.3	(2) 非生命保険金			4,724.0		4,724.0	—	—
—	—	4,724.0			4,724.0			(3) 一般政府内の經常移 転	392.6		44,504.0	31.7	4,724.0	—	—
44,504.0		44,504.0		44,504.0				(4) 經常国際協力			44,504.0		44,504.0	44,504.0	44,504.0
1,966.5	1,360.0	606.5			606.5			(5) 他に分類されない 經常移転	1,194.4	136.3	369.9	20,600.2	0.0	2,584.2	2,584.2
—	—	30,132.3		23,947.9	4,514.5	80.3	1,589.7	6. 可処分所得(純)						—	—
418,301.0		418,301.0	6,163.8	315,128.4	71,151.8	13,310.1	12,546.9	可処分所得(総)						—	—
513,922.6		513,922.6	6,987.2	337,401.3	82,598.5	16,641.9	70,293.7							—	—

(注) 現物社会移転以外の社会給付のうち、社会扶助給付には、現物を含む。

移転は、「ある制度単位が、他の制度単位からそれに対応する見返りとしていかなる財貨・サービスまたは資産を受け取ることなしに、他の制度単位に財貨・サービスまたは資産を提供する取引」である。資本移転は、ある資産の所有権が移転されるものか、または片方または双方の当事者にある資産を取得するか、あるいは処分することを義務づけるものである。その他の移転は経常移転である。²⁴⁾

経常移転は、(1) 所得・富等に課される経常税、(2) 社会負担および給付、(3) その他の経常移転、からなる。

所得・富等に課される経常税は「毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得または法人企業の利潤に課される税、および富に関する税」である。²⁵⁾ 68 SNA における直接税であるが、わが国の体系では国税の所得税、法人税、日本銀行納付金、地方税の道府県民税、市町村民税等からなる「所得に課される税」と、国税の自動車重量税(1/2)、地方税の道府県民税、市町村民税のうち均等割等からなる「その他の経常税」に区分して示される。

1999 暦年に所得・富等に課される経常税の支払いは家計 25.9 兆円(62.4%)、非金融法人企業 12.5 兆円(30.2%)、金融機関 3.1 兆円(7.5%)であった。受取りは一般政府でその合計の 41.5 兆円であった。

社会負担は「社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払い」である。²⁶⁾ これは(1) 現実社会負担と(2) 帰属社会負担に区分して示される。現実社会負担はさらに雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う雇主の現実社会負担と、雇用者本人が社会保険制度を管理する基金に対して支払う雇用者の社会負担に

24) E. C. et al. (1993), para 8.3.

25) E. C. et al. (1993), para 8.6.

26) E. C. et al. (1993), para 8.8.

区分される。²⁷⁾ 雇主の現実社会負担は、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、雇用者報酬の一部とされる。そのため、当該負担分を第1次所得の配分勘定に記録し、同額を所得の第2次分配勘定において一般政府ないし金融機関に支払われたかのように記録するのである。²⁸⁾

帰属社会負担は、「無基金雇用者社会給付」が体系上、所得の第2次分配勘定における雇用者報酬の構成要素（雇主の帰属社会負担）として第1次所得の配分勘定に記録されることから、家計による二重受取りを回避するために設けられた項目である。雇主の帰属社会負担と同額を家計が雇主に支払ったものとして記録されている。²⁹⁾

社会負担の支払（使途）側は家計で、1999 暦年に 69.1 兆円（帰属含む）、そのうち現実社会負担 57.1 兆円（雇主 31.5 兆円、雇用者 25.6 兆円）、帰属社会負担 12.0 兆円であった。現実社会負担の受取（源泉）側は一般政府（社会保障基金）50.1 兆円、金融機関（年金基金）7.1 兆円であった。帰属社会負担の受取（源泉）側は家計を除く全部門で、非金融法人企業 8.5 兆円、一般政府 2.3 兆円、金融機関 0.1 兆円、対家計非営利団体 0.4 兆円であった。

社会給付は、「家計によって受け取られる経常移転の中で、たとえば、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図したもの」である。³⁰⁾ 社会給付は社会保険制度に基づく社会保険給付と、そうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類される。社会保険給付のうち、

27) 社会負担はそれぞれ社会保障基金に対する負担である「強制的負担」と、年金基金に対する負担である「自発的負担」に区分されるが、表2では示さなかった。

28) 経済企画庁経済研究所（2000 a），45 頁。

29) 経済企画庁経済研究所（2000 a），45 頁。

30) E. C. et al. (1993), para 8.7.

現物社会給付は現物所得の再分配勘定に記録されるので、ここでは（１）現金による社会給付、（２）年金基金による社会給付、（３）無基金雇用者社会給付が記録され、制度に基づかない給付は（４）社会扶助給付、とされる。

現金による社会給付は、一般政府（社会保障基金）が家計に対して支払う現金による給付で、老齢年金（国民年金、厚生年金）、雇用保険に基づく給付金などである。1999 暦年に 40.1 兆円であった。

年金基金による社会給付は、金融機関（年金基金）が支払う厚生年金基金等の年金給付、適格退職年金による給付等である。1999 暦年に 4.8 兆円であった。68 SNA に基づく体系のときは厚生年金基金は社会保障給付とされていたが、93 SNA に基づく体系では年金基金に分類されることになった。

無基金雇用者社会給付は、雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金、さらに退職一次金が含まれる。支払（使途）側は 1999 暦年に非金融法人企業 8.5 兆円、一般政府 2.3 兆円、金融機関 0.9 兆円、対家計非営利団体 0.4 兆円、受取（源泉）側は家計でその合計の 12.0 兆円であった。

社会扶助給付は、社会保険制度の枠組みの中での給付ではなく、生活保護、遺族年金、公費負担の医療給付等一般政府が、また奨学金、医療サービス等対家計非営利団体が、家計に対して支払う社会給付である。1999 暦年に支払（使途）側は一般政府が 8.0 兆円、対家計非営利団体が 0.9 兆円、受取（源泉）側は家計でその合計の 8.9 兆円であった。

その他の経常移転には、所得・富等に課される経常税、社会給付・負担の受払以外の一般政府間の経常移転や、海外との経常移転の受払等が記録される。それは（１）非生命純保険料、（２）非生命保険金、（３）一般政府内の経常移転、（４）経常国際協力、（５）他に分類されない経常移転、からなる。

非生命保険にかかる取引項目は非生命純保険料、非生命保険金で示され

る。非生命保険は、68 SNA に基づく体系のときは損害保険と呼ばれていたものであり、生命保険以外のすべてのリスク（事故、疾病、火災等）を網羅する概念である。

非生命純保険料は、「保険契約者により当該会計期間中の保険のカバーを得るために支払われる実保険料（収入保険料）および保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加の両方からなる「非生命保険料」³¹⁾から、サービス料を控除した額」である。1999 暦年に支払（使途）側は全部門で家計 3.0 兆円、非金融法人企業 1.2 兆円、金融機関 0.4 兆円、対家計非営利団体 361 億円、一般政府 157 億円であった。受取（源泉）側は金融機関のみでその合計額である 4.7 兆円であった。

非生命保険金は、「家計に対する社会給付の形での支払いを除く、当該期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額」³²⁾である。1999 暦年に支払（使途）側は金融機関でのみ 4.7 兆円、受取（源泉）側は全部門で家計 3.0 兆円、非金融法人企業 1.3 兆円、金融機関 0.4 兆円、対家計非営利団体 317 億円、一般政府 155 億円であった。

一般政府内の経常移転は、一般政府の内訳部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）間の経常移転である。中央から地方への地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、中央から社会保障基金への厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等、地方から中央への国に対する補助費等が含まれる。³³⁾一般政府内の経常移転は受取、支払い双方に同額が記入される。それは 1999 暦年に 44.5 兆円であった。

経常国際協力は「異なる国の政府間あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転」であって、他国に対する援助費等の

31) 経済企画庁経済研究所（2000 a），46 頁。

32) 経済企画庁経済研究所（2000 a），46 頁。

33) 経済企画庁経済研究所（2000 b），113 頁。

無償資金協力、国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金の支払・回収等が含まれる。³⁴⁾ 1999 暦年に一般政府の支払は 0.6 兆円であった。

他に分類されない経常移転は、以上の項目に含まれない制度単位間、制度部門間ならびに居住者・非居住者間の経常移転である。それは罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金などである。³⁵⁾

他に分類されない経常移転はほぼすべての部門に受払いがあるので収支の形で示すと、1999 暦年に受取超過は対家計非営利団体 7.2 兆円、金融機関 560 億円、他は支払い超過で一般政府 4.1 兆円、家計 3.3 兆円、非金融法人企業 0.4 兆円であった。

第 1 次所得バランスに以上の現物社会移転を除く経常移転の受払いを加算することで、所得の第 2 次分配勘定のバランス項目である可処分所得が得られる。可処分所得も固定資本減耗を加えた総額と差し引いた純額の双方で示される。1999 暦年に一国経済で純額が 418.3 兆円、総額が 513.9 兆円であった。部門別の内訳を純額でみると、家計 315.1 兆円、一般政府 71.1 兆円、金融機関 13.3 兆円、非金融法人企業 12.5 兆円、対家計非営利団体 6.2 兆円であった。

この可処分所得は全額現金で利用可能であるわけではない。自己消費、現物給与といった帰属計算分があり、家計に属するけれども現金では利用可能でない生命保険および年金の準備金からの投資などの財産所得も含んでいる、という点に注意する必要がある。

この可処分所得は、経済学において一般に理解されている所得の概念になぞらえることができる。理論的な観点からは、所得は家計あるいは他の単位が、その実質正味資産を減ずることなしに消費することができる最大値として定義される。しかし、93 SNA においては資本移転は資本勘定に

34) 経済企画庁経済研究所 (2000 a), 47 頁。

35) 経済企画庁経済研究所 (2000 a), 48 頁。

記録され、その他の資産量変動および実質保有利得（損失）はその他の資産変動勘定に記録される。維持すべき正味資産はこれらについての影響は調整されている。可処分所得は、その会計期間中に現金を減らすこと、その他の金融資産を処分すること、あるいはその負債を増やすことによってその支出の資金調達を行わないで、消費財・サービスに費やしてもかまわない最大金額、としてより狭く説明される。この概念は、期首の正味資産が資本移転、実質保有利得（損失）あるいは滅失資産のような事象によって変化しない場合に、³⁶⁾ 経済理論的概念と等しくなる。

一国の純可処分所得はその消費可能性を分析する目的のためには純国民所得（NNI）よりも良い尺度である。

わが国の 93 SNA における可処分所得を 68 SNA における可処分所得と比較すると、主に次の 2 点で概念的に異なっている。第 1 は 68 SNA では含まれていた現物社会移転（の一部）が除かれていることである。それらは所得の第 2 次分配勘定ではなく、次の現物所得の再分配勘定に記録されることになった。第 2 は「金融機関等による不良債権の償却相当額」が 68 SNA では所得支出勘定の経常移転とされていたが、68 SNA では経常移転とせず、ストックとしての調整勘定に記録することになったのである。³⁷⁾

6 現物所得の再分配勘定

現物所得の再分配勘定（表 3）は、所得の第 2 次分配勘定に示された所得分配の第 2 段階の、さらに一段階先の所得再分配過程をとらえる。それは家計、対家計非営利団体および政府単位の可処分所得が、現物社会移転

36) E. C. et al. (1993), para 8.13 ~ 8.15.

37) 経済企画庁経済研究所（2000 a），49 頁。

表 3 現物所得の再分配勘定
(単位：10 億円)

(単位: 10 億円)																
支払								受取								
合 計	海外勘定	一 国 経 済	対家計・非 営利団体	家 計	一般政府	金融機関	非 金 融 法人企業	取引とバランズ項目	非 金 融 法人企業	金融機関	一般政府	家 計	対家計・非 営利団体	一 国 経 済	海外勘定	合 計
								1. 可処分所得(純)								
								可処分所得(総)								
								2. 現物社会移転								
								(1) 現物社会に給付								
								a. 払い戻しによる社 会保障給付								
								b. その他の 現物社 会保障給付								
								(2) 個別的・非市場財・ サービスの移転								
								3. 調整可処分所得(純)								
								調整可処分所得(総)								
52,501.7		52,501.7		6,279.5	46,222.2											
24,562.0		24,562.0			24,562.0											
808.4		808.4			808.4											
23,753.6		23,753.6			23,753.6											
27,939.7		27,939.7	6,279.5		21,660.2											
418,301.0		418,301.0	— 115.8	367,630.1	24,929.6	13,310.1	12,546.9									
513,922.6		513,922.6	707.6	389,903.0	36,376.4	16,641.9	70,293.7									

の受け取りおよび支払いによって、どのようにその単位の調整可処分所得に変換されるかを示す。非金融法人企業および金融機関はこの過程に含まれない。³⁸⁾

現物所得の再分配勘定の受取（源泉）側には、所得の第2次分配勘定から繰り越されるバランス項目である可処分所得が記入される。政府単位または非営利団体による支払い現物社会移転は支払（使途）側に記入される。家計のみが受け取るので、他の部門の受取（源泉）側は空欄である。

現物社会移転は「政府単位（社会保障基金を含む）および対家計非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨・サービスであり、それは政府または対家計非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したもの」である。³⁹⁾

この現物社会移転は（1）現物社会給付、（2）個別的な非市場財・サービスの移転からなる。現物社会給付は社会保障基金による医療保険給付であり、一般政府と家計の間でのみ取引が行われる。これはさらに高額医療・出産給付金である「払い戻しによる社会保障給付」と、国民健康保険等による医療保険給付分および老人保険給付分である「その他の現物社会保障給付」に分けられる。個別的な非市場財・サービスの移転は、家計に対して、無料または経済的に意味のない価格で、一般政府または対家計非営利団体といった非市場生産者によって提供されるサービスである。わが国の体系では、一般政府から家計に移転される教科書購入費、児童保護費等負担金（公立保育園分）、対家計非営利団体から家計に移転される私立学校や労働組合などの寄付金・加入費が計上される。⁴⁰⁾

こうした個別の家計への移転は「個別的サービス」と呼ばれ、一般政府

38) E. C. et al. (1993), para 8.2.

39) E. C. et al. (1993), para 8.99.

40) 経済企画庁経済研究所（2000 a），50 頁。

が社会全体ないし社会の大部分に対して供給する「集合的サービス」とは区別される。対家計非営利団体には集合的サービスは存在せず、家計に対する個別的サービスのみを提供するものとする。

1999 暦年に、現物社会移転の支払（使途）側は一般政府 46.2 兆円、対家計非営利団体 6.3 兆円であった。受取（源泉）側は家計のみで、その合計 52.5 兆円であった。

所得の第 2 次分配勘定から繰り越される可処分所得に、現物社会移転の受払いを加算することで現物所得の再分配勘定のバランス項目である「調整可処分所得」が得られる。制度部門別に見ると、家計の調整可処分所得は、可処分所得に現物社会移転の受取を加算したものであり、一般政府、対家計非営利団体の調整可処分所得は、可処分所得から現物社会移転の支払を控除したものである。従って一国経済としては、可処分所得と調整可処分所得は同額である。1999 暦年に、家計の調整可処分所得は純額が 367.6 兆円、総額が 389.9 兆円、一般政府は純額が 24.9 兆円、総額が 36.4 兆円、対家計非営利団体は純額がマイナス 0.1 兆円、総額が 0.7 兆円であった。

家計の調整可処分所得は、当期に、その目的のためその現金を減らしたり、その他の資産を処分したり、あるいは負債を増やしたりすることなしに消費することのできる、一すなわち、その構成員のニーズまたは欲求の満足のために使用する—最終消費財・サービスの最大額を測定することが⁴¹⁾できるのである。

7 所得の使用勘定

所得の使用勘定の目的は、家計、政府および対家計非営利団体がその可処分所得を最終消費と貯蓄にどのように配分するか、ということを示すこ

41) E. C. et al. (1993), para 8. 25.

とである。可処分所得と消費の2種類の概念に対応して、2種類の所得の使用勘定がある。可処分所得の使用勘定と、調整可処分所得の使用勘定である。⁴²⁾

可処分所得の使用勘定（表4（1））では、受取（源泉）側に所得の第2次分配勘定から繰り越されたバランス項目である可処分所得が記入され、支払（使途）側には最終消費支出が記入される。最終消費支出は個別消費支出と集合消費支出を区別しただけで単一の数字として示される。⁴³⁾ この勘定のバランス項目は貯蓄である。しかしバランスに行き着く前に、年金基金の家計の純持分についての調整である年金基金年金準備金が記入される。これは家計については受取（源泉）側に、金融機関については支払（使途）側に記入される。

調整可処分所得の使用勘定（表4（2））では、受取（源泉）側に調整可処分所得が記入され、支払（使途）側には現実最終消費（および調整項目）が記入される。この勘定のバランス項目は可処分所得の使用勘定と同じく貯蓄である。

体系では、支出はその費用を負担する単位に属するものとされる。したがって、現物社会移転として家計に対して支給する個別的財貨・サービスについて行われた政府単位または対家計非営利団体の支出は、それらの最終消費支出として記録されなければならない。これらの単位は現物社会移転として支給する財貨・サービスを物理的に消費するわけではないが、その代価を支払い、また支給すべき量についての決定を行っている。したがって、そのような財貨・サービスについて、これらの単位の支出に関する情報は、可処分所得とともに記録されなければならない。しかしながら、

42) E. C. et al. (1993), para 9.1.

43) 93 SNA は消費のさらなる区分を求めており (E. C. et al. (1993), para 9.7.), わが国の体系では付表に形態別および目的別の家計最終消費支出を示している (経済企画庁 (2000) 302 頁以下)。しかし本稿では示さなかった。

(1) 可処分所得の使用勘定
文払

[illegible]

(2) 調整可処分所得の使用勘定

[illegible]

その財貨・サービスが支出を管理し、資金を負担する単位とは異なった単位によって消費される場合には、単にその支出を記録するだけでは十分でなく、その消費によって便益を受ける単位を識別するために、その財貨・サービスが現実にか計に対して移転されたことを認識する必要がある。最終消費支出だけでなく、現実最終消費が記録されなければならない。⁴⁴⁾

この2種類の所得の使用勘定は、勘定系列中の連続する2勘定でもなく、階層的な関係のものでもない。これらは異なった分析目的または政策目的に役立つ並列的な勘定である。⁴⁵⁾

家計の最終消費支出は、居住者家計による消費財・サービスへの支出からなる。最終消費支出は、住宅のような固定資産への支出を除く。⁴⁶⁾住宅はその所有者によって住宅サービスを生産するために使用される財貨であるので、家計による住宅に関する支出は総固定資本形成を構成する。⁴⁷⁾

雇用者が受け取った現物所得は、雇主によってその仕事に対する報酬として雇用者に支給した財貨・サービスの価額によって測定される。雇用者は、この所得を受け取ると同時に当該財貨・サービスに支出する。従って、その財貨・サービスの価額は、現物所得として記録されるとともに家計が行った最終消費支出として記録されなければならない。⁴⁸⁾

93 SNA では、年金基金の準備金は、基金に対する債権として家計によって所有されているものとみなされる。したがって、年金受給者による基金に対する年金負担の支払いと年金受け取りは異なる制度単位間の移転

44) E. C. et al. (1993), para 9.8.

45) E. C. et al. (1993), para 9.12.

46) 93 SNA では、価値の保蔵のために取得される貴重品 (valuables) も除くとしているが、わが国の体系では基礎統計上の制約から従来どおり消費支出としている (経済企画庁経済研究所 (2000 a), 137 頁)。

47) E. C. et al. (1993), para 9.45.

48) E. C. et al. (1993), para 9.50.

ではない。しかしこれは年金受給者の家計の認識とは一致しないので、年金負担の支払いと年金の受け取りはそれぞれ社会負担および社会保険給付所得の第2次分配勘定に記録する。そうすることによって、これらを家計の可処分所得の決定要素として記録するのである。

しかしながら、この取り扱いを体系の金融勘定と貸借対照表で家計が年金基金の準備金を所有するとされていることと一致させるために、年金受取額を超える年金負担額が貯蓄に影響しないようにする調整項目を導入する必要がある。これが「年金基金年金準備金」であって、所得の使用勘定において貯蓄を確定する前に家計の可処分所得、または調整可処分所得に加算される。それによって家計の貯蓄額を金融勘定に記録する生命保険準備金および年金基金における家計の純持分の変動と調和させる。金融機関⁴⁹⁾については、逆の調整が必要となる。

貯蓄は、2種類の所得の使用勘定のバランス項目である。貯蓄の額は、それが可処分所得マイナス最終消費支出として、あるいは調整可処分所得マイナス現実終消費として求められたとしても同一である。

非金融法人企業と金融機関は最終消費支出または現実終消費を行わない。その純貯蓄は、その純可処分所得、または純調整可処分所得に等しい。

貯蓄は可処分所得のうち最終消費財・サービスに費やされなかった部分を表わしている。貯蓄は正でも、負でもあり得る。貯蓄が正であれば、使われなかった所得はさまざまな金融資産または非金融資産の意図的な取得のために、あるいは負債の意図的な削減に用いられる。貯蓄が負であれば、何らかの金融資産または非金融資産が減少するか、何らかの負債が増加しなければならない。したがって、貯蓄は体系の経常勘定と蓄積勘定をつなぐものとなっているのである。⁵⁰⁾

49) E. C. et al. (1993), para 9.14 ~ 16.

50) E. C. et al. (1993), para 9.17 ~ 19.

1999 暦年に、最終消費支出は家計 282.3 兆円、一般政府 82.8 兆円、対家計非営利団体 6.3 兆円であった。現物社会移転を行った結果、現実最終消費は家計が 334.8 兆円に増え、一般政府は集合消費だけになって 36.5 兆円、対家計非営利団体は全額が個別消費支出であるので 0 円になった。

貯蓄（純）は家計 35.1 兆円、非金融法人企業 12.5 兆円、金融機関 11.1 兆円、一般政府-11.6 兆円、対家計非営利団体-0.1 兆円であった。

8 むすびにかえて

以上、93 SNA に基づく日本の改訂国民経済計算の所得支出勘定をみてきた。それは「勘定連鎖」の形で示されている。すなわち、当該勘定の受取（源泉）側に、1 つ前の勘定のバランス項目が計上されて、各勘定が連なる構造を持つことによって、生産による所得の発生から最終的な所得の使用までが示されているのである。これによって 68 SNA にくらべてより詳細にさまざまな取引が示されるようになった。ただその一方で、体系が複雑化したことも事実である。広く一般の理解を得るためには、一層の啓蒙活動が必要であろう。

所得の使用勘定において、最終消費支出と現実最終消費、可処分所得と調整可処分所得を区別したことが重要であろう。家計が実際に消費する財貨・サービスのある部分、たとえば教育、医療、福祉サービスなどは政府または非営利団体がその費用を負担している場合があり、しかもその負担割合は国によってかなり異なっている。その結果、従来は家計消費の国際比較には問題があったことは否定できない。

93 SNA では、政府および非営利団体の消費支出のうち個別消費支出に当たる部分は現物社会移転として給付を受ける家計の所得・支出双方に算入する。こうして得られた家計の現実最終消費は、MPS や国連国際比較プログラム（ICP）で用いられた「住民の全消費」類似の概念であって、

その支出の最終負担者が政府または非営利団体であるか、家計自身であるかを問わず、家計によって個別消費支出のために使用できる財貨・サービスの全価額が示されることになった。これは1つの前進であろう。

ただ、さまざまな分類が要求されるため、既存の統計資料からだけでは93 SNA の求めるデータの作成が困難であることも事実である。ここに示した所得支出勘定の勘定連鎖の中でも、「基礎統計上の制約」が障害になって推計できない部分があるところもある。統計にとって非常に厳しい昨今の状況の中で、それらをどのようにして埋めていくのか、ということが今後の大きな課題というべきではないだろうか。

参 考 文 献

Commission of the European Communities, International Monetary Funds, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations, World Bank (1993) *System of National Accounts* 1993, United Nations publication Sales No. E 94. XVII. 4. (邦訳：経済企画庁経済研究所国民所得部『1993年改訂国民経済計算の体系』(上・下・索引) 社団法人経済企画協会, 1996).

経済企画庁 (2000) 『平成7年基準改訂国民経済計算 (93 SNA)』, 経済企画庁, 2000年10月.

経済企画庁経済研究所 (2000 a) 『わが国の93 SNA への移行について (暫定版)』, 経済企画庁 (現内閣府経済社会総合研究所) ホームページ, 2000年11月.

経済企画庁経済研究所 (2000 b) 『93 SNA 推計手法解説書 (暫定版)』, 経済企画庁 (現内閣府経済社会総合研究所) ホームページ, 2000年11月.

内閣府経済社会総合研究所 (2001) 『国民経済計算年報 平成13年版』財務省印刷局, 2001年.

鈴木多加史 (1993) 「改訂 SNA と現行 SNA における分配所得勘定に関する変更点と問題点」『季刊国民経済計算』No. 98, 経済企画庁経済研究所国民所得部, 1993年9月.

United Nations (1968), *A System of National Accounts, Studies and*

93 SNA から見た日本の分配構造

Methods, Series F. No. 2, rev3, United Nations. (邦訳：経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系 —— 国際連合の新しい基準 ——』経済企画庁, 1974).

(2001 年 8 月 25 日受理)